

予防事務審査・検査基準

I

昭和 54 年	7 月 12 日	制定
昭和 59 年	6 月 27 日	改定
昭和 63 年	3 月 27 日	改定
平成 4 年	4 月 13 日	改定
平成 6 年	10 月 1 日	改定
平成 7 年	4 月 1 日	改定
平成 10 年	3 月 25 日	改定
平成 13 年	4 月 12 日	改定
平成 19 年	11 月 30 日	改定
平成 22 年	3 月 31 日	改定
平成 23 年	3 月 31 日	改定
平成 24 年	9 月 12 日	改定
平成 25 年	10 月 8 日	改定
平成 28 年	10 月 1 日	改定
平成 30 年	10 月 1 日	改定
令和 2 年	2 月 3 日	改定
令和 2 年	9 月 1 日	改定

目 次

I

第1章 総 則

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総 論

第1	審査上の留意事項	3
第2	防火に関する規定	6
第3	政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	34
第4	消防用設備等の設置単位	67
第5	建築物の棟、床面積及び階の取扱い	71
第6	無窓階の取扱い	79
第7	収容人員の算定	93
第8	政令第8条に規定する区画等の取扱い	94

第2節 項目別審査要領

第1	敷地内の消火活動上の施設等	102
第2	建築物構造	116
第3	防火区画	133
第4	避難計画	142
第5	排煙計画	153
第6	内装制限・防火材料	158
第7	避難上の安全の検証	166
第8	非常用の進入口	178
第9	非常用の昇降機（エレベーター）	185
第10	緊急離発着場等	191
第11	防災防火対象物、防災物品	226
第12	防災製品等	232
第13	火の使用に関する制限等	235

第3節 用途別審査要領

第1	個室型店舗に係る防火安全対策	244
第2	ディスコ等に係る防火安全対策	248
第3	カプセルホテルに係る防火安全対策	251
第4	社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策	255
第5	鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策	259
第6	倉庫に係る防火安全対策	263
第7	地下街	273
第8	特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準	285
第9	準地下街の取扱基準	286
第10	アーケード	289

第11	住宅防火対策（住宅用火災警報器）	294
第12	住宅等に係る防火性能向上策	298
第4節	形態別審査要領	
第1	高層の建築物	301
第2	高架下建築物等	319
第3	道路の上空に設ける通路	323
第4	建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等	325
第5	工事中の防火対象物の安全対策	326
第6	ずい道の敷設工事現場等の火災予防対策	331
第7	道路内に設けるバス停留所の上家	341
第8	乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策	342
第9	大規模建築物群等の消防アクセス確保対策	349
第10	太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準	353

II

第3章 火気設備等の技術基準

第1節 総論

第2節 各論

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論

第2節 各論

III

第5章 中間検査及び使用検査要領

第1節 総論

第2節 中間検査及び使用検査要領

第6章 届出審査要領・審査項目

第1節 総論

第2節 届出審査要領・審査項目

第7章 資料編

注) 各技術基準については、根拠あるいは関連する法令等の改正があった場合は、関係する法令等の適用に配慮して運用すること。

凡 例

無印：法令基準

防火に関する規定に係る法令（第2章）による事項

◆：指導基準

東京消防庁が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、都市部の密集性や防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険あるいは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

予防事務審査・検査基準

II

目 次

I

第1章 総 則

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総 論

第2節 項目別審査要領

第3節 用途別審査要領

第4節 形態別審査要領

II

第3章 火気設備等の技術基準

第1節 総 論

第1 共通事項	1
第2 火気設備の設置届の添付図書等	19

第2節 各 論

第1 炉	23
第2 厨房設備	25
第3 ボイラー	57
第4 ストープ	60
第5 壁付暖炉	63
第6 温風暖房機	64
第7 ヒートポンプ冷暖房機	68
第8 乾燥設備	69
第9 サウナ設備	72
第10 簡易湯沸設備	85
第11 給湯湯沸設備	86
第12 燃料電池発電設備	96
第13 ふろがま	101
第14 火花を生ずる設備	102
第15 火気器具	103
第16 変電設備等	105
第17 急速充電設備	117
第18 ネオン管灯設備	121
第19 避雷設備	123

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節	総論	
第1	着工届、設置計画届、設置届等の添付図書等	124
第2	消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査上の留意事項	135
第3	防災センター	136
第2節	各論	
第1	消火器具	186
第2	屋内消火栓設備	196
第3	非常電源	219
第4	スプリンクラー設備	247
第5	泡消火設備	300
第6	不活性ガス消火設備	322
第7	ハロゲン化物消火設備	370
第8	粉末消火設備	407
第9	屋外消火栓設備	434
第10	動力消防ポンプ設備	439
第11	自動火災報知設備	441
第12	ガス漏れ火災警報設備	483
第13	漏電火災警報器	497
第14	火災通報装置	505
第15	非常警報設備	524
第16	避難器具	541
第17	誘導灯及び誘導標識	557
第18	消防用水	597
第19	排煙設備	602
第20	連結散水設備	611
第21	連結送水管	622
第22	非常コンセント設備	641
第23	無線通信補助設備	645
第24	フード等用簡易自動消火装置	654
第25	特定小規模施設用自動火災報知設備	670
第26	特定駐車場用泡消火設備	675
第27	パッケージ型消火設備	682
第28	パッケージ型自動消火設備	686

III

第5章 中間検査及び使用検査要領

第1節 総論

第2節 中間検査及び使用検査要領

第6章 届出審査要領・審査項目

第1節 総論

第2節 届出審査要領・審査項目

第7章 資料編

注) 各技術基準については、根拠あるいは関連する法令等の改正があった場合は、関係する法令等の適用に配慮して運用すること。

用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）をいう。
- (7) 条則とは、火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) 建安条例とは、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）をいう。
- (12) 建基規則とは、東京都建築基準法施行規則（昭和25年東京都規則第194号）をいう。
- (13) 施行規程とは、火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）をいう。
- (14) 火災予防規程とは、東京消防庁火災予防規程（昭和61年5月東京消防庁訓令第36号）をいう。
- (15) 特例基準とは、消防法施行令並びに火災予防条例の特例基準等に関する規程（昭和39年4月東京消防庁訓令甲第6号）をいう。
- (16) 共同住宅等特例基準（第253号）とは、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成8年4月1日予第253号予防部長依命通達（平成19年4月1日廃止））をいう。
- (17) 特定共住省令とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (18) 特小省令とは、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）をいう。
- (19) 電安法とは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）をいう。
- (20) 電安政令とは、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）をいう。
- (21) JISとは、日本産業規格をいう。
- (22) 電気設備技術基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）をいう。
- (23) バリアフリー法とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）をいう。
- (24) バリアフリー令とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）をいう。
- (25) 建築物バリアフリー条例とは、高齢者、障害者などが利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）をいう。
- (26) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (27) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (28) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (29) 準防火構造とは、建基法第23条に規定する準防火性能を有するものをいう。
- (30) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (31) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (32) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (33) 特定不燃材料とは、条例第3条第1項第1号に規定するものをいう。
- (34) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
- (35) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (36) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (37) 特定防火戸とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- (38) 防火防煙ダンパーとは、建基政令第112条第21項に規定する構造（同項第1号に規定する閉鎖機構及び第2号に規定する遮煙性能が要求されるもの）の特定防火設備をいう（第4章に限る。）。※
※ 防火設備のうち(38)以外の「防火ダンパー」については、関係する章において個別に定義しているので、種別、取扱いには留意すること。
- (39) 登録認定機関とは、省令第31条の5に規定する法人をいう。
- (40) 要綱とは、東京消防庁火災予防規程事務処理要綱（平成3年8月1日予第778号予防部長依命通達）をいう。
- (41) 小規模特定用途複合防火対象物とは、省令第13条第1項第2号に規定するものをいう。

凡 例

無印：法令基準

防火に関する規定に係る法令（第2章）による事項

◆：指導基準

東京消防庁が消防機関として有する過去の火災事件事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、都市部の密集性や防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険あるいは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

予防事務審査・検査基準

Ⅲ

目 次

I

第1章 総 則

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総 論

第2節 項目別審査要領

第3節 用途別審査要領

第4節 形態別審査要領

II

第3章 火気設備等の技術基準

第1節 総 論

第2節 各 論

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総 論

第2節 各 論

III

第5章 中間検査及び使用検査要領

第1節 総 論

- 第1 中間検査及び使用検査に係る留意事項…………… 1
- 第2 中間検査及び使用検査に係る条則等の運用…………… 3

第2節 中間検査及び使用検査要領

- 第1 防火対象物の中間検査及び使用検査要領…………… 4
- 第2 火気設備等の中間検査及び使用検査要領…………… 31
- 第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の中間検査及び使用検査要領… 43

第6章 届出審査要領・審査項目

第1節 総論

第2節 届出審査要領・審査項目

第1	防火対象物に係る届出の審査要領及び審査項目	46
第2	火気設備等に係る届出の審査要領及び審査項目	93
第3	消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る届出の審査要領及び 審査項目	96

第7章 資料編

資料1	SI単位換算率表	102
資料2	配管の摩擦損失計算の基準（平成20年12月消防庁告示第32号）	104
資料3	スプリンクラー設備の摩擦損失計算例	105
資料4	配管の摩擦損失水頭表	115
第1	配管の摩擦損失水頭表	115
第2	消火栓開閉弁、管継手及びバルブ類の摩擦損失水頭表	129
資料5	配管の防食措置等	137
資料6	変電設備等に設ける水系消火設備の技術基準	142
資料7	閉鎖型噴霧消火システム設置基準	146
資料8	2次圧制御式速動型スプリンクラーシステム（速動型SPシステム） 設置基準	151
資料9	感熱開放継手設置基準	153
資料10	キュービクル型消火ポンプの基準	155
資料11	電気設備が設置されている部分等の特殊消火設備	161
資料12	消防設備業者の責務及び消防設備業の届出等	173
資料13	地下駅舎に係る運用基準等	178
資料14	スプリンクラーヘッドと間仕切壁の水平距離に係る技術上の基準の特例	216
資料15	特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る技術上の基準の特例	225
資料16	防耐火ガラスを用いた消防活動拠点等の安全確保対策の推進	227
資料17	大規模防火対象物等の警報範囲の区分に係る安全確保指標	234
資料18	複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する省令等の運用基準	243
資料19	大規模建築物及び特異建築物等の消防対策に関する調査研究報告書 （平成6年3月）〔抜粋〕	251
資料20	耐火電線等に係る接続工法の取扱い	282
資料21	基準の特例を適用した流水検知装置を用いるスプリンクラー設備の 設置基準	300
資料22	引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の 取扱いにおける留意事項及び火災予防条例の取扱い	301
資料23	高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策	322
資料24	ホテル・旅館又は宿泊所に設置する避難経路図への多言語化対応に 係る指導基準	344

資料25 不活性ガス消火設備（NN100-2M）に係る技術上の基準の特例
..... 347

注) 各技術基準については、根拠あるいは関連する法令等の改正があった場合は、関係する法令等の適用に配慮して運用すること。

用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）をいう。
- (7) 条則とは、火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) 建安条令とは、東京都建築安全条令（昭和25年東京都条令第89号）をいう。
- (12) 建基規則とは、東京都建築基準法施行規則（昭和25年東京規則第194号）をいう。
- (13) 施行規程とは、火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）をいう。
- (14) 火災予防規程とは、東京消防庁火災予防規程（昭和61年5月東京消防庁訓令第36号）をいう。
- (15) 特例基準とは、消防法施行令並びに火災予防条例の特例基準等に関する規程（昭和39年4月東京消防庁訓令甲第6号）をいう。
- (16) 共同住宅等特例基準（第253号）とは、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成8年4月1日予第253号予防部長依命通達（平成19年4月1日廃止））をいう。
- (17) 特定共住省令とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (18) 電安法とは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）をいう。
- (19) 電安政令とは、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）をいう。
- (20) JISとは、日本産業規格をいう。
- (21) 電気設備技術基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）をいう。
- (22) バリアフリー法とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）をいう。
- (23) バリアフリー令とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）をいう。
- (24) 建築物バリアフリー条例とは、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）をいう。
- (25) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (26) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (27) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (28) 準防火構造とは、建基法第23条に規定する準防火性能を有するものをいう。
- (29) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (30) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (31) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (32) 特定不燃材料とは、条例第3条第1項第1号に裁定するものをいう。
- (33) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
- (34) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (35) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (36) 特定防火戸とは、防火戸のうち特定防火設備に該当するものをいう。
- (37) 防火防煙ダンパーとは、建基政令第112条第21項に規定する構造（同項第1号に規定する閉鎖機構及び第2号に規定する遮煙性能が要求されるもの）の特定防火設備をいう（第4章に限る。）。※
- (38) 登録認定機関とは、省令第31条の5に規定する法人をいう。
- (39) 小規模特定用途複合防火対象物とは、省令第13条第1項第2号に規定するものをいう。

※ 防火設備のうち(37)以外の「防火ダンパー」については、関係する章において個別に定義しているので、種別、取扱いには留意すること。

凡 例

無印：法令基準

防火に関する規定に係る法令（第2章）による事項

◆：指導基準

東京消防庁が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、都市部の密集性や防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険あるいは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項